

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

新	旧
<p>（「人的構成に照らし」の意義等）</p> <p>5 - 2 法第5条第2号《許可の基準》の適用については、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 「適正に遂行することができる能力を有する」とは、次の各号に該当するような場合をいう。</p> <p>イ～ロ （省略）</p> <p>ハ 管理監督体制が確立している（例えば、法令遵守のための社内管理規則を整備している）こと。</p> <p>ニ （省略）</p> <p>(3) <u>上記(2)ハに規定する「法令遵守のための社内管理規則」とは、例えば次の事項を参考として、許可申請者の実情に応じて法その他の法令の規定を遵守し通関業務を適正に遂行するために必要な事項が記載されたものをいう（後記38-1において単に「社内管理規則」という。）。</u></p> <p><u>イ 目的等</u></p> <p>(イ) <u>社内管理規則は、通関業務を適正に遂行するため、必要な措置を定めるために制定するものであることを定める。</u></p> <p>(ロ) <u>適正な通関業務を遂行するための基本方針及び適用範囲を定める。</u></p> <p><u>ロ 社内体制の構築</u></p> <p>(イ) <u>適正な通関業務を遂行するための責任体制を明確化するため、通関業務に係る社内体制、具体的な業務の内容、責任者及びその責任の範囲等を定める。</u></p> <p>(ロ) <u>社内管理規則に関する事項を総括する組織（以下「コンプライアンス委員会等」という。）の設置について定める。</u></p> <p><u>ハ 通関手続</u></p> <p><u>適正な通関手続を行うため、通関書類の作成に際しての手法、手順及び留意すべき事項等を定める。</u></p> <p><u>ニ 監査</u></p> <p><u>コンプライアンス委員会等による定期的かつ継続的な監査体制を確立し、監査事項及び手順並びに監査結果に関する対</u></p>	<p>（「人的構成に照らし」の意義等）</p> <p>5 - 2 法第5条第2号《許可の基準》の適用については、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 「適正に遂行することができる能力を有する」とは、次の各号に該当するような場合をいう。</p> <p>イ～ロ （同左）</p> <p>ハ 管理監督体制が確立していること。</p> <p>ニ （同左）</p>

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

新	旧
<p><u>応措置等を定める。</u></p> <p>ホ <u>教育及び訓練</u> <u>従業者（通関士を含む。）が常に高いコンプライアンス意識と通関業務に係る専門的知識を習得及び維持するため必要な教育及び訓練の実施方法等を定める。</u></p> <p>ヘ <u>書類の保存</u> <u>法第 22 条第 1 項（（記帳、届出、報告等））の規定に基づく通関業務に関する書類の他、通関業務が適正に遂行されていることを監査するうえで保存を要する書類及びその保存方法等を定める。</u></p> <p>ト <u>顧客及び貨物管理者との関係</u> <u>顧客及び貨物管理者（以下「顧客等」という。）との適正な関係を保持するため、顧客等の情報、通関依頼の内容等の把握及びその情報の管理方法等を定める。</u></p> <p>チ <u>税関との関係</u> <u>税関への通報体制及び税関の審査・検査への対応方法等を定める。</u></p> <p>リ <u>報告及び危機管理</u> <u>事故発生時の社内における報告・連絡体制（危機管理体制）及びその対応方法等を定める。</u></p> <p>ヌ <u>処分</u> <u>従業者について、法令、社内管理規則に違反があつた場合の処分について定める。</u></p> <p>ル <u>その他業務手順等の具体的規則の整備</u> <u>通関業務を適正に遂行するための業務手順書の整備等、必要な事項を定める。</u></p> <p>(4) （省略）</p> <p>（法令遵守状況を検証する場合の取扱い）</p> <p>38 - 1 <u>法第 38 条第 1 項《報告の聴取等》の規定に基づき通関業者の法令遵守状況について報告の聴取、質問又は検査を行うときは、当該通関業者が社内管理規則を整備している場合には、当該社内管理規則に則した事務処理が行われているかどうかを検証するものと</u></p>	<p>(3) （同左）</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

新	旧
する。なお、必要に応じ一層適切な事務処理が図られるよう、社内管理規則の担当者と意見交換を行うものとする。	